

伊 勢 市 公 報

第 338 号
令和元年 12 月 5 日
木 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則	2
教育委員会規則	
○ 就学等に関する規則の一部を改正する規則	4
告 示	
○ 市議会定例会の招集について	11
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	12
公 告	
○ 伊勢市農業振興地域整備計画の変更について	14
○ 農用地利用集積計画について	15
○ パブリックコメントの実施について	16
○ パブリックコメントの実施について	19
○ パブリックコメントの実施について	22
○ 公売公告兼見積価額公告の取消しについて	25

伊勢市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公
布する。

令和元年 11 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 21 号

伊勢市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

伊勢市子ども・子育て支援法施行細則（平成 27 年伊勢市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条の見出し中「特定子ども・子育て支援施設提供者」を「特定子ども・子育て支援提供者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

就学等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 11 月 21 日

伊勢市教育委員会

教育長 北村 陽

伊勢市教育委員会規則第4号

就学等に関する規則の一部を改正する規則

就学等に関する規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

様式第3号の2を次のように改める。

(指導に関する記録)

児童名	学校名	区分	学年	1	2	3	4	5	6
		学 級							
		整理番号							

各教科の学習の記録										特別の教科 道徳							
教科	観 点	学 年	1	2	3	4	5	6	学年	学習状況及び道徳性に係る成長の様子							
国語	知識・技能								1								
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度								2								
	評定																
社会	知識・技能								3								
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度								4								
	評定																
算数	知識・技能								5								
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度								6								
	評定																
理科	知識・技能								外国語活動の記録								
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度								学年	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度					
	評定								3								
生活	知識・技能								4								
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度								総合的な学習の時間の記録								
	評定																
								学年	学習活動	観 点	評 価						
音楽	知識・技能								3								
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度								4								
	評定																
図画工作	知識・技能								4								
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度								5								
	評定																
家庭	知識・技能								6								
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度								特別活動の記録								
	評定																
体育	知識・技能								内 容	観 点	学 年	1	2	3	4	5	6
	思考・判断・表現								学級活動								
	主体的に学習に取り組む態度								児童会活動								
	評定								クラブ活動								
								学校行事									
外国語	知識・技能																
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度																
	評定																

児童名

行 動 の 記 録															
項目	学年	1						項目	学年	1					
		1	2	3	4	5	6			1	2	3	4	5	6
基本的な生活習慣								思いやり・協力							
健康・体力の向上								生命尊重・自然愛護							
自主・自律								勤労・奉仕							
責任感								公正・公平							
創意工夫								公共心・公德心							

総 合 所 見 及 び 指 導 上 参 考 と な る 諸 事 項			
第1学年		第4学年	
第2学年		第5学年	
第3学年		第6学年	

出 欠 の 記 録						
区分 学年	授業日数	出席停止・ 忌引等の日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数	備 考
2						
3						
4						
5						
6						

様式第4号を次のように改める。

学校名							
所在地							
児童	ふりがな 児童名			男 女	年 月 日生		
	現住所						
保護者名				卒業	年 月 日生		
各教科の学習の記録				特別の教科道徳			
教科	観点	学年	6	学年	学習状況及び道徳性に係る成長の様子		
国 語	知識・技能			6			
	思考・判断・表現						
	主体的に学習に取り組む態度						
	評定						
				総合的な学習の時間の記録			
		学年		学習活動	観点	評価	
社 会	知識・技能			6			
	思考・判断・表現						
	主体的に学習に取り組む態度						
	評定						
				特別活動の記録			
算 数	知識・技能			内容	観点	学年	6
	思考・判断・表現			学級活動			
	主体的に学習に取り組む態度			児童会活動			
	評定			クラブ活動			
理 科	知識・技能			学校行事			
	思考・判断・表現						
	主体的に学習に取り組む態度						
	評定						
				行動の記録			
		項目	学年	6	項目	学年	6
音 楽	知識・技能			基本的な生活習慣		思いやり・協力	
	思考・判断・表現			健康・体力の向上		生命尊重・自然愛護	
	主体的に学習に取り組む態度			自主・自律		勤労・奉仕	
	評定			責任感		公正・公平	
図 画 工 作	知識・技能			創意工夫		公共心・公德心	
	思考・判断・表現			出欠の記録の備考（第6学年）			
	主体的に学習に取り組む態度						
	評定						
家 庭	知識・技能						
	思考・判断・表現						
	主体的に学習に取り組む態度						
	評定						
体 育	知識・技能						
	思考・判断・表現						
	主体的に学習に取り組む態度						
	評定						
外 国 語	知識・技能						
	思考・判断・表現						
	主体的に学習に取り組む態度						
	評定						

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市告示第 63 号

伊勢市議会定例会を次のとおり招集します。

令和元年 11 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 令和元年 12 月 2 日（月） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場

伊勢市告示第 64 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和元年 11 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和元年10月17日 午前10時30分	伊勢市吹上1丁目地内	2台
〃	令和元年10月23日 午前9時	宮町駅前駐輪場 (伊勢市御薊町高向地内)	7台
〃	〃	宮川駅東駐輪場 (伊勢市小俣町本町地内)	6台
〃	〃	宮川駅南駐輪場 (伊勢市小俣町本町地内)	4台
〃	令和元年10月23日 午前10時30分	小俣駅高架下駐輪場 (伊勢市小俣町元町地内)	4台
〃	〃	小俣駅東駐輪場 (伊勢市小俣町元町地内)	14台
〃	令和元年10月23日 午後1時30分	小俣駅西駐輪場 (伊勢市小俣町元町地内)	5台
〃	〃	明野駅東駐輪場 (伊勢市小俣町明野地内)	2台

自転車	令和元年10月23日 午後1時30分	明野駅西駐輪場 (伊勢市小俣町明野地内)	8台
〃	〃	明野駅南駐輪場 (伊勢市小俣町明野地内)	18台
〃	令和元年11月6日 午前10時30分	伊勢市一色町地内	1台
〃	〃	伊勢市宇治今在家町地内	1台
計			72台

2 保管場所

自転車等保管場所(伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内、伊勢市小俣町相合地内又は伊勢市御薊町高向地内)

3 保管期間

告示の日から60日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市公告第 44 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定により、伊勢市農業振興地域整備計画を次のとおり変更しましたので公告します。

なお、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 2 項の規定による意見書の提出及び同条第 3 項の規定による異議の申出はありませんでした。

令和元年 11 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 45 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

令和元年 11 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 46 号

伊勢市土地利用基本方針の改定を行いたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市土地利用基本方針（案）を公表します。

なお、伊勢市土地利用基本方針（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

令和元年 11 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する計画案

伊勢市土地利用基本方針（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 都市整備部都市計画課
- (2) 総務部総務課
- (3) 二見総合支所生活福祉課
- (4) 小俣総合支所生活福祉課
- (5) 御園総合支所生活福祉課
- (6) 神社支所
- (7) 大湊支所
- (8) 宮本支所
- (9) 浜郷支所

- (10) 豊浜支所
- (11) 北浜支所
- (12) 城田支所
- (13) 四郷支所
- (14) 沼木支所
- (15) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) いせ市民活動センター

3 縦覧期間

自 令和元年 11 月 25 日（月）

至 令和元年 12 月 25 日（水）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができる者

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する者

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「伊勢市土地利用基本方針(案)」に対する意見として、伊勢市都市整備部都市計画課に持参、郵送、フ

ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市都市整備部都市計画課 伊勢市役所本館 4階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵1丁目7番29号 伊勢市役所 都市計画課

ファクシミリ 0596-21-5585

電子メール toshikei@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

令和元年12月25日(水)【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5591

伊勢市公告第 47 号

第 2 期伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり第 2 期伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）を公表します。

なお、第 2 期伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

令和元年 11 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する計画案

第 2 期伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 情報戦略局企画調整課
- (2) 総務部総務課
- (3) 二見総合支所生活福祉課
- (4) 小俣総合支所生活福祉課
- (5) 御園総合支所生活福祉課
- (6) 神社支所
- (7) 大湊支所
- (8) 宮本支所
- (9) 浜郷支所

- (10) 豊浜支所
- (11) 北浜支所
- (12) 城田支所
- (13) 四郷支所
- (14) 沼木支所
- (15) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) いせ市民活動センター

3 縦覧期間

自 令和元年 11 月 25 日（月）

至 令和元年 12 月 25 日（水）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができる者

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する者

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「第 2 期伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）」に対する意見として、伊勢市情報戦略局企画

調整課に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市情報戦略局企画調整課 伊勢市役所本館 2階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵1丁目7番29号 伊勢市役所 企画調整課

ファクシミリ 0596-21-5522

電子メール kikaku-cyousei@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

令和元年12月25日(水)【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市情報戦略局企画調整課 電話 0596-21-5510

伊勢市公告第 48 号

伊勢市地域公共交通網形成計画の改定を行いたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市地域公共交通網形成計画（案）を公表します。

なお、伊勢市地域公共交通網形成計画（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

令和元年 11 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する計画案

伊勢市地域公共交通網形成計画（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 都市整備部交通政策課
- (2) 総務部総務課
- (3) 二見総合支所生活福祉課
- (4) 小俣総合支所生活福祉課
- (5) 御園総合支所生活福祉課
- (6) 神社支所
- (7) 大湊支所
- (8) 宮本支所
- (9) 浜郷支所

- (10) 豊浜支所
- (11) 北浜支所
- (12) 城田支所
- (13) 四郷支所
- (14) 沼木支所
- (15) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 二見生涯学習センター
- (20) いせ市民活動センター

3 縦覧期間

自 令和元年 11 月 25 日（月）

至 令和元年 12 月 25 日（水）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができる者

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する者

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「伊勢市地域公共交通網形成計画（案）」に対する意見として、伊勢市都市整備部交通政策課に持参、

郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市都市整備部交通政策課 伊勢市役所本館 4階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵1丁目7番29号 伊勢市役所 交通政策課

ファクシミリ 0596-21-5585

電子メール koutsu@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

令和元年12月25日(水)【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市都市整備部交通政策課 電話 0596-21-5593

伊勢市公告第 49 号

公売公告兼見積価額公告(令和元年伊勢市公告第 35 号)を取り消します。

令和元年 11 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一